



「心のバリアフリー」の推進

市では「障害の社会モデル[※]」を踏まえ、市民や事業者と連携し、以下の考え方で取り組みます。

| | |
|------------------|---|
| (1) 学校教育 | 市長部局と教育委員会が連携しながら、物理的なバリアの視点を交えた学習の機会を設けるよう検討します。 |
| (2) 市・事業者における研修等 | 事業を実施する際は、「障害の社会モデル」を意識して進めることが必要です。事業者の研修を継続するとともに、市では、接遇・介助の基本的な知識に関する研修等の実施を検討します。 |
| (3) 積極的な声掛け | 交通事業者、施設管理者、広くは全市民が積極的に声掛けできるよう取り組む必要があります。 |
| (4) 市民への普及啓発 | 本構想と併せて作成したバリアフリーマップの活用や、「心のバリアフリー」に関する講演会等の開催などを通じて普及啓発を図ります。 |
| (5) 各種マーク等の配布・活用 | 支援が必要な方のマーク等を配布し、普及・啓発を継続します。 |

※障害の社会モデル：「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方

バリアフリーの推進にむけて

市では、バリアフリーの推進に向けて、以下の考え方で取り組みます。

特定事業の実施に合わせた取組

| | |
|---------------------|--|
| (1) バリアフリーに関する情報の発信 | 市は、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリーに関する情報を積極的に発信し、その利用を誘導します。 |
| (2) わかりやすいサインの整備 | 既存サインの更新を検討し、見た目美しくわかりやすいサインの整備をめざします。 |
| (3) 新技術への対応 | ハードとソフトの両面からバリアフリーにつながる新技術に着目し、様々な可能性について、その活用を検討していきます。 |

バリアフリー基本構想の推進

| | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 特定事業計画 [※] の作成・事業の推進 | 構想策定後、1年以内に特定事業計画を作成します。 |
| (2) 適切な管理と注意喚起 | 施設等を安全に利用できるよう、適切な管理が必要です。道路では、障害物の撤去に向けた注意喚起が必要です。 |
| (3) 事業の進行状況の把握 | 進行状況の連絡・調整を毎年行う仕組みを整備します。 |
| (4) 構想の評価及び見直し | 5年に一度程度、分析・評価を実施し、見直します。 |
| (5) さらなる推進に向けて | 市全域では、改修工事等の機会に改善を図ります。国分寺駅周辺から段階的・継続的に周辺へと取組を広げます。民間事業者を支援する仕組みを検討します。 |

※特定事業計画：特定事業の実施時期や場所等を示した計画

バリアフリー基本構想とは…

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）により、鉄道・バスなどの公共交通、建物、道路、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための構想です。鉄道駅から徒歩圏を基本とした「重点整備地区」を定め、対象の施設と経路を設定し、地区内のバリアフリー化を進める仕組みです。

国分寺市バリアフリー化の基本方針

市域全体について、市・市民・事業者などの各主体が目標を共有し、一丸となって取り組むための基本目標と基本方針を定めます。

基本目標

だれもが安全・安心・快適に移動できるまち こくぶんじ

基本方針

①市全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取組の推進

はじめに、不特定多数の人が訪れる市内の拠点となる地区などから面的な整備[※]を実施し、その成果や課題をフィードバックしながら、段階的・継続的に周辺へと取組を広げ、将来的には、市全域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化により、すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちを実現することをめざします。

※面的な整備：道路や建築物等を個々に整備するのではなく、一定の範囲を定めて、その範囲全体を整備すること。

②市民・事業者等との協働による取組の推進

面的なバリアフリー化を進めるためには、市だけでなく、道路や公共施設を管理する国や東京都などの行政機関、民間施設の管理を行う民間事業者など、関係するすべての主体の積極的な取組が必要です。

また、整備された空間をすべての人が利用しやすくするためには、利用する人、それぞれの協力も必要になります。

そのため、市・市民・事業者などのすべての主体の協働による取組を推進いたします。

③ハード面とソフト面、両面の一体的な取組の推進

まちのバリアフリー化を進めるためには、道路や施設に関するハード面の取組のみならず、市民一人一人が移動の手助けや協力を積極的に行うソフト面の取組が必要になります。

本構想についても、ハード面の取組のみならず、「心のバリアフリー」といったソフト面の取組も推進してまいります。

重点整備地区の基本構想

国分寺駅周辺地区におけるバリアフリー化の基本方針

重点整備地区を国分寺駅周辺に決定し、バリアフリー化を進めるにあたっての方針を定めました。

■ 駅では、利用状況やニーズ等を踏まえ、施設や設備等の現状と改善の可能性を検討し、利便性及び安全性の向上を図ります。

■ 駅北口では、都市計画道路の整備を契機に、駅前通りにおいて歩行者主体のみちづくりを進めます。

■ 駅南口では、バスやタクシーの乗降場と駅から各乗降場までの経路のバリアフリー化を進めます。

■ 駅から徒歩圏内にある官公庁施設、文化・教育施設、商業施設等をバリアフリー法の生活関連施設※1に位置づけ、バリアフリー化を進めます。特に商業施設は、民間事業者へ働きかけを実施します。

■ 緊急避難場所に指定されている都立殿ヶ谷戸庭園の開放公園区域をバリアフリー法の生活関連施設に位置づけ、バリアフリー化を進めます。

■ 駅から各生活関連施設へ至る経路と、各生活関連施設同士を結ぶ経路をバリアフリー法の生活関連経路※2に位置づけ、連続性を確保した歩行空間のバリアフリー化を進めます。

■ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格（日本産業規格）で定められた形状のものにより、統一した整備を進めます。

特定事業の設定

特定事業とは、実際にバリアフリー化を図る事業のことで、国分寺市バリアフリー化の基本方針等に基づき、事業内容と大まかな実施時期を示したものです。概ね短期は5年以内、長期は10年以内の事業完了を目標とし、改修等の機会を捉えて実施するものを継続検討として設定しています。

種別は、公共交通、道路、都市公園、建築物、交通安全、教育啓発、その他の7つにわたり、事業者数は市、東京都、民間を合わせて17になります。このうち道路は、経路番号ごとに特定事業を設定しています（右図参照）。

※1 生活関連施設：バリアフリー化の対象となる施設

※2 生活関連経路：生活関連施設間を結ぶバリアフリー化の対象となる経路

重点整備地区の区域

